

「横手市循環バス」ラッピング広告の募集について

1) 方針・方向性(協議決定事項)

横手市地域公共交通活性化協議会が実施する「横手市循環バス」にラッピング広告を募集することについて、説明したい。

2) 背景・経緯(現状)

「横手市循環バス」は、燃料費及び人件費高騰等により運行経費が年々増加している。また、地域経済の活性化のため、地域企業への広告機会の提供が必要である。

そこで、バス車体へのラッピング広告を募集し、広告収入を運行経費に充当するとともに、地域企業等の支援を図るものである。

【参考】「横手市循環バス」の経常費用

R5	R6	R7	R5～7 平均
28,732,808 円	33,155,020 円	34,852,099 円	32,246,643 円

3) 検討課題・具体実施プラン(判断材料)

以下を根拠に募集手続を行う。なお、【資料2-2】については、横手市広告掲載要綱（平成23年4月1日告示第63号）を参考に策定するものとする。

- ・ 【資料2-2】横手市地域公共交通活性化協議会広告掲載要綱
- ・ 【資料2-3】「横手市循環バス」ラッピング広告 応募要項（案）抜粋

4) 投資額・効果(裏付け)

広告収入 ※左右側面＋後部ラッピング、バス1台とした場合
 3年間で3,000千円（施工代等を含む）
 施工代を差し引くと、年間約750千円の自主財源確保につながる。

5)スケジュール(時期)

令和8年6月	1日	公募開始（30日間）
7月		応募内容について審査 広告主へ広告掲載決定通知書を送付 横手市地域公共交通活性化協議会にて報告 ラッピング発注
9月下旬		ラッピング完成・検査

○横手市地域公共交通活性化協議会広告掲載要綱（案）

令和 8 年 月 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、民間企業等の事業活動を促進し、地域経済の活性化に資するため、横手市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の資産に民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 広告媒体 バス車両、デジタルサイネージ、印刷物、ホームページその他の横手市地域活性化協議会長（以下、「会長」という。）が適当と認める協議会の資産
- （２） 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載すること。
- （３） 広報分科会 協議会の規定により設置された広報分科会

（広告掲載の基準）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- （１） 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- （２） 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （３） 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- （４） 政治活動又は宗教活動に関するもの
- （５） 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- （６） 協議会の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- （７） 大げさな表現、根拠の無い表現又は射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- （８） 医薬品等適正広告基準に抵触するもの
- （９） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項の風俗営業又はこれに類する業種に関するもの
- （10） 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項の貸金業又はこれに類する業種に関するもの
- （11） 商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 2 条第 2 項の商品先物取引業又はこれに類する業種に関するもの
- （12） 前各号に掲げるもののほか、会長が適当でないと判断したもの

（広告の規格等）

第 4 条 会長は、広告を募集するときは、広告媒体ごとに次の事項を定めておかなければならない。

- （１） 広告媒体の種類
- （２） 広告の規格、掲載位置、掲載期間等

- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に必要な事項
(広告掲載の決定等)

第 5 条 広告掲載をしようとする者は、広告掲載申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申込書の提出があったときは、内容を審査し、及び広告掲載の可否を決定し、
広告掲載決定通知書又は広告不掲載決定通知書により当該申込書を提出した者に通知するものとする。

(広報分科会の審査)

第 6 条 広告掲載の可否の決定に係る疑義が生じたときは、協議会が設置する広報分科会の審査を経なければならない。

(広告掲載料の納付)

第 7 条 第 5 条第 2 項の規定により広告掲載を可と決定された者（以下「広告主」という。）は、会長が指定する期日まで広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第 8 条 会長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により広告掲載の決定を受けたとき。
- (2) 指定する期日まで広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、広告掲載を取り消すことについて相当の理由があると会長が認めたとき。

(広告掲載料の不還付)

第 9 条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により広告掲載ができなかったとき、又はその他特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(業務の委託)

第 10 条 会長は、必要があると認めたときは、次の者に広告の募集等に係る業務を委託することができる。

- (1) 横手市入札参加者有資格者名簿（物品・役務）に登録されている者
- (2) 市内に引き続き 3 年以上事業所又は営業所を有する者
- (3) 市税等を滞納していない者

(広告主の責任)

第 11 条 掲載された広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、第三者から掲載された広告の内容に係る苦情の申立て、損害賠償の請求等を受けたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 月 日から施行する。

「横手市循環バス」ラッピング広告 応募要項（案） 抜粋

1 目的

横手市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、横手市循環バス車体へのラッピング広告を募集し、地域企業等の事業活動を促進するとともに、広告収入を運行経費に充当するものとする。

2 広告媒体の種類

項目	内容
対象	横手市循環バス
規格	ポンチョバス（全長699cm×幅208cm×高さ310cm）
台数	1台～4台（南ルート2台、北ルート2台が上限）
位置	別紙「掲載位置及びサイズ仕様書」参照
期間	令和8年10月1日から令和11年9月30日（3年間）
条件	①車体フロント部分は、現状デザインを維持すること ②「横手市循環バス」「利用料金●円」の文言を表記すること

3 応募資格

広告掲載をしようとする者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ・ 法人、個人事業主、団体等であること
- ・ 市税について滞納がない者であること

4 広告掲載料

広告掲載料は、次のとおりとする。掲載料には、広告の制作及び施工費を含む。

掲載パターン及び料金

掲載パターン	1台あたりの料金（税込み）
左右側面＋後部ラッピング	¥3,000,000～

※3台目以降の場合、別途協議のうえ、割引を適用

広告の制作及び施工費内訳

内容	数量	単価	金額（税込み）
ラッピングシート作成	1 台	¥ 4 2 0 , 0 0 0	¥ 4 6 2 , 0 0 0
デザイン調整	一式	¥ 2 8 0 , 0 0 0	¥ 3 0 8 , 0 0 0
貼付け施工			
剥離・復元工賃			
管理費			
合計			¥ 7 7 0 , 0 0 0